令和８年１１月実施

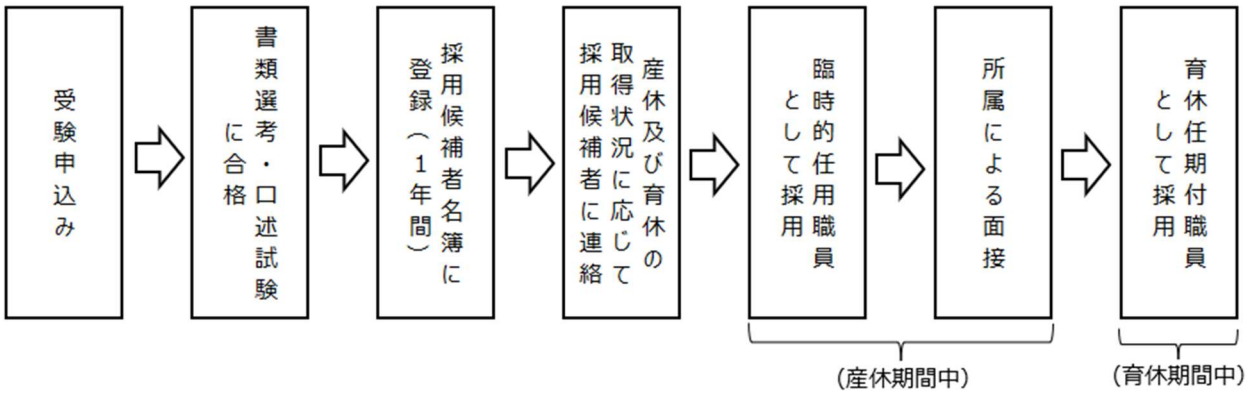
兵庫県育休代替職員（阪神南県民センター）登録試験案内

◇受付期間
（郵　　送）　令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月１９日（木）［必　着］
（持　　参）　令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月１９日（木）
９時～１７時（土・日を除く）
◇試 験 日　　令和８年１１月３０日（月）
◇勤務場所　　兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所（西宮市六湛寺町９－８）

１　育休代替職員について

(1) 育休代替職員とは、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所において、育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
(2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
(3) 職員の育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。
(4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（予定任用期間：令和９年１月１３日（水）から令和９年３月３１日（水））
(5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
(6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
(7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から１年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
(8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
(9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2　募集職種・登録予定人員・職務内容

職　種	登録予定人員	職 務 内 容	勤 務 形 態
一般事務	１名	西宮土木事務所で行う ・河川法・砂防法等の許可事務 ・河川等の公物管理 (受付対応・電話対応・現場業務等)	週38時間45分（7時間45分×週５日）

※所属長の定める範囲で職務内容が変更となる場合があります。

3　受験資格

(1) 地方公務員法第１６条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方

ア　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）

4　申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

ア　申込締切日までに受験申込書及び自己ＰＲカードに必要事項を記入し、受験申込書には写真を貼って、封筒の表に「育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。

(受験申込書及び自己ＰＲカードはＡ４縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

イ　申込者には、面接試験日時・会場等をメールにより通知しますので、受験申込書に、メールアドレスを必ず明記してください。

受信設定が必要な場合は、pref.hyogo.lg.jp を受信できるようにしてください。

※ なお、１１月２６日（木)を過ぎてもメールが届かない場合は１１月２７日(金)に兵庫県阪神南県民センター総務防災課（総務担当 06-6481-8047）まで電話で照会してください。

(2) 申込先

〒660-8588

尼崎市東難波町 5-21-8

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室　総務防災課　採用担当

ＴＥＬ：06-6481-8047

5　選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

〈面接試験〉

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（２５分程度）

(2) 試 験 日

令和８年１１月３０日（月）※試験時間は、申込み後、別途お知らせします。

(4) 試験会場

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所
〒662-0854　西宮市櫨塚町 2-28　TEL:0798-39-6120

(5) その他

申込者が多数の場合、書類選考を行い、口述試験対象者を決定する場合があります。

6　合格発表

選考試験実施後、７日後程度で合格者、不合格者とも文書により結果を通知します。

7　任用期間

職員の育児休業期間に応じて決定します（予定任用期間：令和９年１月１３日（水）から令和９年３月３１日（水））。なお、一つの任期は１年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて１年度毎に任期を更新します。

8　勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職１級の給料表が適用されます。

区　分	月　額
高校卒	226,129 円（給料月額 206,700 円、地域手当 19,429 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	259,934 円（給料月額 237,600 円、地域手当 22,334 円[9.4%]※1）～ ※2
上　限	293,520 円（給料月額 268,300 円、地域手当 25,220 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。
（支給割合は給料月額の 9.4%～4.4%（例：西宮市は 9.4%））

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週３８時間４５分（７時間４５分×週５日）

(4) 休　　暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます。)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

9　その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

兵庫県阪神南県民センターで実施する採用活動等では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年10月1日令和7年法律第63号）に基づき、求職者等が安心して求職活動等を行えるよう、セクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

１　求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

性的な言動とは

〇性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等

〇性的な行動

性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等

２　求職活動等に関するルール

阪神南県民センターで実施する採用活動等においては、以下のルールにより上記セクシュアルハラスメントの防止に取り組みます。

（１）面接・面談等は原則として業務時間内及び庁舎や公的機関等で行うとともに、複数名で対応し透明性を確保します。ただし、求職者等の状況や業務上の必要性がある場合はこの限りではありません。

（２）阪神南県民センターが使用する連絡ツールは、原則、郵送、下記電話番号及びメールアドレスのみとします。

阪神南県民センター県民躍動室総務防災課

住所　　：尼崎市東難波町5-21-8

電話番号：06-6481-7641

メールアドレス：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

３　相談窓口

阪神南県民センターで実施する採用活動等において、セクシュアルハラスメントと思われる言動を受けた場合は、下記の相談窓口へご相談ください。

相談内容に応じて、各関係任命権者とも連携し、厳正に対応します。

なお、相談者のプライバシーは保護されます。

＜相談窓口＞

部署名：阪神南県民センター県民躍動室総務防災課

電話：06-6481-7641

FAX：06-6481-8148

E メール：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp